

DTx 研究会 会則

(第 8 版)

制定日：2023 年 12 月 1 日

改訂日：2024 年 10 月 5 日（第 2 版）

改定日：2024 年 11 月 11 日（第 3 版）

改訂日：2025 年 2 月 1 日（第 4 版、理事交代）

改訂日：2025 年 4 月 22 日（第 5 版、理事交代）

改訂日：2025 年 6 月 4 日（第 6 版、理事交代）

改訂日：2026 年 1 月 28 日（第 7 版、理事減員他）

改訂日：2026 年 8 月 10 日（第 8 版、電話番号変更）

・名称および設立日

本研究会は、「DTx 研究会」と称し、2023 年 12 月 1 日をもって設立する。

・発起人

東京大学医学部附属病院 企画情報運営部 脇嘉代准教授が本会の発起人である。

・顧問

東京大学大学院医学系研究科 南学正臣科長が本会の顧問に就任する。

・事務局

本研究会の事務局は下記に置く。

東京大学医学部附属病院 中央診療棟 II 9 階 健康行動情報・治療学分野（分室）内
〒113-0033 東京都文京区本郷 7-3-1

TEL : 03-5841-1892 E-mail : dtx231201-office@umin.ac.jp

- ・目的 本研究会は医療におけるデジタル技術、その中でもモバイルアプリケーションとウェアラブルデバイスの利活用の推進を目的とする。近年、慢性疾患の管理や治療を目的に ICT（情報通信技術）を活用したデジタルヘルス（digital health）システムが多数開発され、既に欧米では保険適用され臨床の現場に提供されている。このように治療に用いられる場合は Digital Therapeutics(DTx)と呼ばれ、日本国内でも 禁煙・高血圧・不眠症の治療において SaMD(Software as Medical Device)が承認され、DTx は薬物に代わる新たな治療法として注目されている。各学会や研究会では PHR（Personal Health Record）の開発や利活用に関して多くの議論が進められているが mDTx(mobile DTx)に関する取り組みは限られており、最近の開発スピードやニーズに対応するに十分とは言えない。そこで発起人の脇 DTx 研究室の活動や研究経験をもとに、DTx の現状や課題を議論し社会実装を迅速に進めることを目的として、この研究会を設立するもの。

その目的を達成するために次の事業を行う。

- ・ DTx に関する調査及び研究
- ・ 講演会、学術集会、討論会及び研究会（シンポジウム）等の開催
- ・ 研究会誌（活動記録）の発行
- ・ 国内外の関係団体等との連絡および提携
- ・ DTx の普及に向けた政策提言
- ・ その他本研究会の目的を達成するために必要な事業

・会員 （詳細は、入会案内（第2版：2024年11月5日）ご参照）

1. 本研究会には正会員、学生会員と賛助会員を置く
2. 正会員は、本目的に賛同し、正会員として入会登録を行った個人および法人とする。
3. 賛助会員は、本目的に賛同し事業を賛助するために賛助会員として入会登録を行った個人および法人とする。
4. 学生会員は、大学生、大学院生（修士課程・博士課程）に学籍を持つものを言う。
ただし、企業から派遣の（企業に籍のある）修士・博士課程学生、また、医師免許を持つ博士課程学生等は、個人正会員の扱いとする。
なお、学籍を喪失した後は、希望があれば個人正会員として研究会に入会申し込みをする。

・会員種別と年会費

以下の通りとする。

1. 個人正会員の会費は、医師 5,000 円、医師以外の医療従事者を 3,000 円とする。
2. 法人正会員の会費は、一口 50 万円とし、1 口以上とする。（註：ホームページ（HP）開設後に HP にバナーを掲載する費用を含む。）
3. 賛助会員の会費は、一口 10 万円とし、1 口以上とする。
4. 学生会員の会費は、1,000 円とし、初年度のみの徴収とする。
なお、個人正会員は DTx に関して学識及び経験を有する、主たる勤務先が医療機関もしくは研究機関である個人で、医師もしくはその他の医療従事者とする。

・入会および退会

本研究会に参加を希望する者は、所定の手続きによる入会申し込み用紙を、研究会事務局に提出するものとする。会費の納入をもって本会の正会員、賛助会員、または、学生会員とする。

1. 既納の会費は、いかなる事由があっても返還しない。
2. 次の各号の一つに該当する正会員・賛助会員は、退会した者とみなす。
 - 1) 本人から退会の申し入れがあった時
 - 2) 特別な理由なく、6 か月以上会費を納入しない時
 - 3) 本研究会の名誉を傷つけたり、目的に反する行為を行ったりした時

・役員

1. 本研究会には次の役員を置く
代表理事 1名 脇嘉代
理事 石川俊平、三村維真理、土井研人、神田直幸、井村欽一
会計監事 1名 三村維真理
事務局長 柴田敏之
2. 理事は理事会を経て代表理事が委嘱する。
3. 会計監事は正会員の中から理事会を経て代表理事が委嘱する。
4. 事務局長は代表理事が指名する。

・理事会

1. 理事会は、原則 四半期毎に1回代表理事が招集する。基本的に対面での開催とするが、オンラインでの開催も可とする。
2. 理事会はオンライン参加も含め、理事の70%超の出席で成立するものとする。
3. 理事会での議決は、出席理事の過半数の賛成をもって承認とする。
4. ただし、100万円以上の見積り（発注・活動費ほか）については、出席理事の3分の2超の賛成をもって承認とする。
5. 前3項、4項については、事案の緊急度などを考慮し、代表理事の判断でメールでの審議も可とする。

・会計

1. 本研究会の会計年度は毎年12月1日から翌年11月末日までとし会計報告を行う。
2. 本研究会の経費は会費および寄付金等を持ってこれに充てる。

・会則変更

この会則を変更する場合は、理事会の議決を経なければならない。

以上